

○総務省告示第二百四十号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月九日

総務大臣臨時代理

国务大臣 田村 憲久

- 別表10(1)中「特分割多元接続方式送信器」を「送信器」に改め、同表10(2)を削り、同表10(3)①中「チャンネル間隔が25kHzの場合」及び「チャンネル間隔が12.5kHzの場合(一)98dBm」を削り、同(3)④中「帯域の信号」を「帯域の信号と」に改め、「雑音」を削り、同(3)を同表10(2)とし、同表10(4)③から⑤まで及び⑦中「(3)③」を「(2)③」に改め、同(4)を同表10(3)とし、同表10(5)を同表10(4)とする。